

2020年11月13日

国立大学法人徳島大学長 野地澄晴 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 今井 晋哉

人事院勧告への対応等に関する学長懇談の申し入れ

拝啓

徳島大学の発展のために日々ご尽力のことと拝察いたします。

さて、ご承知のとおり、人事院は10月7日付で「国家公務員のボーナスを0.05か月分引き下げる」、同28日付で「月例給については据え置き」という主旨の勧告を発表しました。それをうけて政府は11月6日に人事院勧告の実施を閣議決定しました。つきましては、例年どおり、人事院勧告への対応を主要な話題として、本年度第二回目の学長懇談を要望いたします。今回の人事院勧告に対する組合側の考えは、10月10日付の「人事院勧告（賞与の引き下げ）に関する要望」にて述べたとおりです。

また、あわせて、前回の学長懇談で前向きに回答いただきました下記2)～5)の件につきましても、引き続き話題といたしたく存じます。

組合は今後とも健全な大学運営に尽力する所存です。まずは日程調整につき、よろしくご返信ください。

記

本年度第二回の学長懇談の開催を要望します。話題は以下のとおりです。

- 1) 人事院勧告への対応について
- 2) 研究部所属の職員が「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の申請対象外となっている件。
- 3) 校務で蔵本地区に自家用車で行った場合、無料駐車券が配布されない件。
- 4) 時短勤務・夜勤免除の対象となる期間を、現行の「子の小学校入学まで」から「子が小学校2年生になるまで」に延長する件。
- 5) 子の看護休暇の対象となる期間を、現行の「子の小学校入学まで」から「子が小学校を卒業するまで」に延長する件。

以上